

令和元年9月4日

青森県教育委員会第848回定例会

期 日 令和元年9月4日(水)  
場 所 教育庁教育委員会室

## 会 議 次 第

### 1 開 会

### 2 議 案

- 議案第1号 令和元年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について …… 1
- 議案第2号 青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について …… 2

### 3 その他

- 職員の懲戒処分の状況について …… 3

### 4 閉 会

# 議案第 1 号

## 令和元年度青森県教育委員会の事務の点検及び 評価に関する報告書について

令和元年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書を、  
別冊のとおり作成する。

## 議案第2号

### 青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について

青森県文化財保護審議会臨時委員の人事を次のとおり行う。

須藤 弘敏

青森県文化財保護審議会臨時委員を委嘱する

任期は、令和元年9月17日から斗賀神社舞楽面及び弘前八幡宮祭礼囃に関する調査審議が終了する日までとする

笹森 建英

青森県文化財保護審議会臨時委員を委嘱する

任期は、令和元年9月17日から根笹派大音笹流錦風流尺八保持者追加認定に関する調査審議が終了する日までとする

令和元年9月4日

青森県教育委員会

## [その他]

### 職員の懲戒処分の状況について 令和元年9月（8月1日～8月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1 ①被処分者 上北地域市部以外の小学校 教諭（40歳 男性）
- ②事件の概要等 交通法規違反  
(最高速度30km/h以上50km/h未満の速度超過)
- ・ 令和元年5月16日（木）午前6時53分頃
  - ・ 十和田市内の市道
  - ・ 最高速度40km/hのところ、70km/hで走行
- ③処分内容 戒告
- ④処分年月日 令和元年8月28日

# 参 考 資 料

第 8 4 8 回定例会（令和元年 9 月）

- 議案第 2 号  
青森県文化財保護審議会臨時委員の人事について

P 1 ~ 3

(ふりがな) 氏 名	すどう ひろとし 須藤 弘敏
略 歴	
<p>昭和 5 3 年 東北大学大学院博士前期課程修了後、同学部助手</p> <p>昭和 5 7 年 弘前大学人文学部講師</p> <p>昭和 6 1 年 同大学助教授、県文化財保護審議会委員就任</p> <p>平成 1 1 年 同大学教授</p> <p>平成 1 8 年 県文化財保護審議会委員退任</p> <p>平成 3 1 年 弘前大学人文学部教授退官</p>	

(ふりがな) 氏 名	ささもり たけふさ 笹森 建英
略 歴	
<p>昭和 4 4 年 ハワイ大学大学院卒業</p> <p>昭和 5 1 年 弘前大学教育学部助教授</p> <p>昭和 5 4 年 県文化保護財審議会委員就任</p> <p>昭和 6 2 年 弘前大学教育学部教授</p> <p>平成 8 年 同職退官</p> <p>平成 1 1 年 弘前学院大学教授</p> <p>平成 1 8 年 県文化財保護審議会委員退任</p> <p>平成 2 3 年 同大学特任教授</p> <p>平成 2 6 年 同大学客員教授（平成 3 0 年 3 月まで）</p>	

青森県文化財保護審議会委員

平成30年4月9日～令和2年4月8日

現委員	担当分野		氏名	住所	職業	委嘱年	在任期間	
1	県重宝	建造物	おかだ しゅんじ 岡田 俊治	弘前市	県立弘前工業高等学校 教諭（再任用）	平成 28	3	
2		建造物	さいとう まさと 斎藤 政人	南部町	県立八戸工業高等学校 非常勤講師	平成 30	1	
3		美術工芸品 （工芸品）	いしかわ よしろう 石川 善朗	弘前市	弘前大学教育学部 教授	平成 24	7	
4		美術工芸品 （絵画）	やまだ やすこ 山田 泰子	八戸市	八戸市新美術館建設推進 室 室長	平成 30	1	
5		考古資料	（欠員）					
6		歴史資料	ふくい としたか 福井 敏隆	弘前市	弘前市教育委員会生涯学習課 図書館・郷土文学館業務運営 推進室嘱託員	平成 18	13	
7		歴史資料	ふじた としお 藤田 俊雄	八戸市	八戸市立図書館 嘱託員	平成 24	7	
8	技芸	（欠員）						
9	民俗文化財	有形・無形	とのさき じゅんいち 外崎 純一	青森市	民俗芸能学会評議員	平成 24	7	
10			やまだ いっこ 山田 巖子	弘前市	弘前大学人文科学部 教授	平成 15	16	
11	記念物	史跡	くどう たけひさ 工藤 竹久	八戸市	元八戸市博物館 館長	平成 24	7	
12		名勝	ひょうどう かつゆき 兵藤 勝幸	藤崎町	藤崎造園代表	平成 30	1	
13		動物	さわら ゆうじ 佐原 雄二	弘前市	弘前医療福祉大学 教授	平成 24	7	
14		植物	やまぎし ひろき 山岸 洋貴	弘前市	弘前大学農学生命科学部白 神自然環境センター 助教	平成 30	1	
15	学校教育		しばた まりこ 柴田 眞理子	青森市	元県立青森戸山高等学校 長	平成 26	5	



## 青森県文化財保護審議会 関係法令（抜粋）

### 文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）

（地方文化財保護審議会）

- 第189条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。
- 2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県教育委員会又は市町村の教育委員会に県議する。
- 3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

### 青森県文化財保護審議会条例（昭和50年12月22日青森県条例第44号）

（設置）

- 第1条 文化財保護法第189条第1項の規定に基づき、青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に青森県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

- 第2条 審議会は、15人以内の委員で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

（委嘱及び任命）

- 第3条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び県の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期等）

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

